

第2回 四條畷市緑の基本計画策定検討会  
議事録

1 日時：令和3年3月25日（木）  
午前10時00分～午前12時00分

2 場所：大阪広域水道企業団 四條畷水道センター2階 大会議室

3 出席者：（委員） 熊谷会長 石村副会長 猿屋委員 溝口委員  
石井委員 犬伏委員

（市側） 亀澤都市整備部長 浅倉都市計画課長  
橋本都市整備部上席主幹 永山主査  
田端事務職員 堀江事務職員

（事務局控） 総合調査設計（株） 安藤氏

（傍聴） 1名

（事務局） 都市計画課

欠席者：1名

4 検討事項：1. 第1回検討会での意見について  
2. 市民アンケートの実施について（報告）  
3. 四條畷市みどりの基本計画素案について

午前10時00分 開会

事務局 <開会の挨拶>  
<委員の出席状況確認>  
<傍聴者の入場>  
<会議資料の確認>

熊谷会長 それではさっそくですが議事に入りたいと思います。次第3の議事ですが1から3と項目に分かれておりますがいずれも関連がありますことから、一括で事務局から説明を受け、その後に委員みなさまからご意見やご質問を受けたいと思います。それでは事務局お願いします。

事務局 それでは説明に入らせていただきます。  
資料3は前のスクリーンに映してあるもので、素案は資料4の冊子になります。こちら併せてご覧いただけたらわかりやすいと思います。説明内容ですが1から4まであります。  
大きい1の第一回検討会での意見についてですが少しまとめたものになります。  
①は課題や方向性についてご意見いただいたものです。合計6つ。1つ目は高齢者の負担を少なくする課題。2つ目はみどりだけではなく、花も増やしていきたい。3つ目はナラ枯れなどの山の保全や管理。4つ目は街路樹や花壇などの維持管理。5つ目は家族でのんびり過ごせる公園が少ない意見と6つ目は街路樹については木陰で休める街路樹の整備も考えてほしい意見がありました。  
②としましては施策の検討について2つありました。1つ目は参加者が増えるコンテストなどの活動実施。2つ目は学校教育との連携が大切だという意見もいただいております。これらを考えていくにあたり、維持管理の方法やそれをしていくための人材育成。活動の参加促進、家族で過ごせる憩いの場となる公園やボール遊びができる公園。このようなことを視点に考えていかないといけないということであげさせていただきました。  
大きい2の市民アンケートの実施についてということで実施期間が令和2年10月28日から11月11日まで一般の方を対象にしました。18歳以上の男女1000人にアンケート用紙を郵送で送って回収し、回収率は42.6%でした。もっと低いと思っていましたが数字としては返ってきているほうかと思います。また小中学校にもご協力いただきまして、小学6年生と中学2年生の計930人。学校の授業の中でやっていただきましたので回収率は99.7%でした。アンケート用紙はすべて回収できましたがその中に無記入が混ざってましたので回収率から引かせていただいております。アンケートの設問内容としては、みどりの状況について、公園のみどりについて、活動について、小中学生はみどりと関わりについて、役割や可能性についての大きく4つ。調査結果については単純に集計したものが資料5になります。後ほど主要な回答を取り上げてご説明させていただきます。  
それでは大きい3四條畷市みどりの基本計画素案について(1)の構成についてですが、第1章みどりの基本計画についての概要や改訂の背景、目的、定義や機能について冊子1ページから8ページに記載しております。  
第2章みどりの現状と課題について、今どのような状況なのかをまとめたものになります。上位計画や関連計画についてみどりの現状、みどりの5つの機能からみ

た現状、さらに市民アンケートの意識調査も入れ込んで課題の整理をしています。これが冊子9ページから29ページになります。

第3章では課題に基づいて将来像と計画の目標について。内容としては基本理念をたてみどりの将来像を作っております。それから基本方針と方向性をたて将来目標を立てていく。冊子では30ページから37ページになります。

第4章は将来像の実現に向けた施策や各施策の方針を記載しております。市民を守るみどり、市民が楽しむみどり、市民が誇るみどり、市民と育つみどり、大きくこの4つの方針を立てています。

第5章では取組みをどう管理していくかの体制を書いています。前回の検討会で第1章から第2章の前半ぐらいまでしか説明できていません。

今回素案を通じてそのあとの章を説明していきます。みどりの現状と課題についておさらいです。みどりの基本計画の中で言葉として緑地という言葉が出てきます。緑地の中でも施設緑地と地域制緑地に分かれています。図に記載がある施設緑地の中には都市公園や街路樹などが含まれています。地域制緑地でわかりやすいものは生産緑地や田んぼを保全していくような法律にかかるものが含まれています。そういったものから緑地を計算しました。

現状について都市公園と施設緑地、地域制緑地の3つあげています。

都市公園については8,99㎡と都市公園の整備によって増加しています。

施設緑地の現状は平成15年の245,29ヘクタールから344,95ヘクタールに増えています。開発公園やため池なども計上するので増加しています。

地域制緑地については減っています。生産緑地の解除や民有林の消失により減少しています。緑地面積について施設緑地と地域制緑地を足した面積を本市の緑地としています。施設緑地と地域制緑地が重複している緑地を引いたものが赤枠で囲っている1057,86ヘクタールになります。平成15年に比べて減少しています。都市公園は増加していますが地域制緑地は減少しています。

みどりを西部地域と中部地域、東部地域にわけて地域別にみてみました。赤枠の都市公園の面積について注目してください。比べてみると西部地域の都市公園が少ないことがわかります。西部地域は開発公園や児童公園など小規模な公園が多く、都市公園が少ないです。東部地域は区画整理事業などによって整理されているのでバランスよく配置されています。中部地域については飯盛霊園や総合公園があるので数字も大きくなっています。

アンケートの中で市民意識調査をしました。四條畷市のみどりについて満足していますかの問いに対して、一般の回答で満足とやや満足を足して30,5%。小中学生の満足度は60,4%とかなり差がありました。隣に書いてある好きなみどりはなんですかの問いに対しては一般も小中学生も共通して生駒山系のみどりという回答が多かったです。もう一つ意識調査で公園についてどのくらいの頻度で利用していますかの問いに対して一般で37,5%、小中学生で65,7%とこちらも大きく差がありました。右の図で公園の分布状況を記載していますが、西部地域に小さい公園が点在しています。また意識調査の中でみどりの活動について活動団体や場所を知っていますかという問いに対して一般は8%。小中学生には同類の設問はないので比較はないです。また活動に参加していますかの問いでは3,8%。小中学生の同類の設問では興味が無いや参加したくないが44,7%。この辺の数字が低くなっています。

市民意識調査をするにあたりみどりの主な5つの機能を設定してみました。1つ

目は自然環境を保全する機能がある環境保全機能のみどり。2つ目は避難地としての利用、火災の延焼防止機能がある防災機能のみどり。3つ目は景観創出や文化や歴史と関わる景観形成機能のみどり。4つ目は公園や質の高い余暇空間を確保する機能があるレクリエーション機能のみどり。5つ目は生き物が生息できる環境改善や環境教育の推進ができる機能がある生物多様性の確保機能のみどり。この5つを設定してみました。5つの機能を元にそれぞれ課題を整理してみました。

環境保全機能のみどりでは、シンボリック要素のある山なのできちんと保全していく必要があります。維持管理や活用していくのであれば人手不足など一体となった仕組みづくりが必要になってくると思います。

防災機能のみどりはまちや人を守るために防災や環境面の機能を発揮できる効果的なみどりの創出が必要になってくると思います。

景観形成機能のみどりは今あるみどりを活用して景観の向上により満足度をあげていく必要があると思います。

レクリエーション機能のみどりは都市公園のみどりが少ない地域や西部地域では小さい公園ばかりで地域ごとに公園やオープンスペースを創出するなどみどりを整備していく必要があると思います。

生物多様性機能のみどりについては中部、東部の自然や田畑の保全をすることと、西部においては生物を育むまとまったみどりやみどりのネットワークを効果的に形成することが必要になってくると思います。

共通課題としてみどりを感じるためには市民と協働してみどりを創出できる仕組みづくりが必要で、情報発信や事業者も一緒に意識共有していく取り組みが必要になってくると思います。次にみどりの将来像と計画の目標について、課題があがってきたのでどんな将来を描くかという章になります。

基本理念を設定すると第6次総合計画でめざす将来像で、すべては住みよいまちづくりのためにという将来像があり、それに向けてみどりは重要な役割の一つであると考えます。本市の特徴としては、神社や歴史的なまちや生駒山系など豊かな自然のみどりに恵まれていて、田畑も多くあり都心に近いながらも四季を感じられる特徴があります。ただこの魅力を十分に活かせていないのが現状です。日常生活にみどりを感じることができ楽しめ心地よく住みよい環境を創出していかなければいけない。将来の世代に残すだけでなく育てていきながらみどりの豊かさを人々の心の豊かさに繋げていかないといけない。それらのキーワードを入れた基本理念が豊かな自然みどりに生まれ、ひとまちくらしに心和む四條畷です。

基本理念を設定後は将来像のイメージを大きく3つ作りました。1つ目はみどりの土地利用。市域を色分けしてエリア分けしました。西部地域がみどり豊かな市街地ゾーンに、中部地域は自然のみどりゾーンに、東部地域の住宅がある田原台は西部地域とおなじゾーンで上田原や下田原は農地のみどりゾーンに分けています。2つ目に拠点となるみどり。自然のみどり、主要な都市公園、地域の顔となる場所を拠点となるみどりとしてみどりの保全創出を図っていく。3つ目は拠点を繋いでいく軸となるみどり。その軸の中で4つ作っています。主要な水のみどり軸、主要な道のみどり軸、自然の道のみどり軸、歴史のみどり軸。自然の道のみどり軸についてはハイキング道などで主要な道とは差別化しています。それらを地図上に落としながらみどりの保全と創出を図っていききたいという将来像をイメージしました。

それから基本方針と方向性を4つたてました。1つ目市民を守るみどり。豊かなみどりを守り維持していくための方針で方向性としては豊かな自然環境を守る、ま

ちひとを守るという方向性をたてました。2つ目は市民が楽しむみどり。みどりを  
感じ活用していくための方針で方向性としては憩いの場楽しむ場を整えていく方向  
性。3つ目は市民が誇るみどり。みどりをつなぎ身近に感じられるための方針で方  
向性はみどりとまちひとをつないでいきたい。4つ目は市民と育つみどり。愛着あ  
るみどりを持続していくための方針で方向性としてはひとみどりを育てる、みどりの  
活動を育てる。育てるという言葉 키워ドに方向性をたてました。方向性を  
たてたので次に数値にして将来目標をたてました。市民を守るみどりからくる目標  
は現状のみどりの量を維持する。先ほど言いました緑地の面積1057.9ヘクタール、  
20年後も維持していくことを目標にしました。現状減っている緑地を増やす  
のは難しいものでせめて維持ということにさせていただきました。2つ目の楽しむ  
みどりでは市民1人あたりの都市公園面積を10平方メートル、市民が使いやすい  
公園への改善を進める。今の数値が都市公園1人あたり8.98平方メートルで2  
0年後は10平方メートルにしていきたい。アンケート中にもありました公園の利  
用頻度は37%から半数の人が利用してもらえるよう改善を進めたい。3つ目の市  
民が誇るみどりではみどりの満足度の向上。今の数値が31%からこれも半数以上の  
人が満足してもらえるような目標をたてました。4つ目の育つみどりでは市民がみ  
どりに関わる機会を増やすことで育っていくことから20年後の認知度は20%に、  
参加割合でいうと10%にしていきたい。今までが課題から目標値をあげてきまし  
た。次に施策について進めていきます。先ほどの4つの方針からくる施策、方向性  
からくる施策をあげています。施策の先にまた具体的な取り組みをあげています。

体系はこのような形になるのですが、基本方針1で「市民を守る みどり」で、  
「豊かな自然環境を守る」という方向性をつくったので、一つ目の施策では、山の  
保全、自然環境の保全を施策として入れています。取組みとしては、P39、自然環境  
保全に繋がるアドプトフォレスト事業や、山地美化キャンペーンなどを挙げていま  
す。施策2、P40、生物多様性の保全をしていかなければならない、水辺の生き物観  
察、下田原生生き物調査隊、これは天の川に実際に、子供たちと入って、生き物調査  
するような取組みや、ホテルの鑑賞会、これも地元の方と連携しながら、やってい  
っています。施策3、農地・ため池の保全、冊子P41で、取組みなどとしては貸し農  
園です。貸農園にすることによって、農地が宅地化されずに農園として続けていけ  
る。農地バンク制度、貸す側と借りる側をサポートする制度です。これも農地の保  
全に繋がる。ため池の活用については、大阪府と一緒にため池を回って、悪いところ  
は無いか調査している保全の取組があります。施策4、生産緑地や特定生産緑地  
の指定・保全です。農地の保全で一番、法的に手をかけられているのは、生産緑地  
になります。生産緑地の面積要件引き下げで、法律上500㎡以上でないとならば  
指定は受けられないが、条例で300㎡まで引き下げて、皆さん、農地を守っていきま  
しょうということで、条例制定して、取り組んでいます。施策5、P42、河川や水路  
の適正な維持管理です。取組みとしては、アドプト・リバーというものがあります。  
写真は、岡部川で、そこの清掃など、皆さんと一緒に川づくりを進めている取組で、  
これが河川の維持管理につながるということです。施策6、P43の公園・緑地等里親  
制度です。公園や緑地のみどりの維持・管理、これが、かなり大事な制度になって  
います。皆さん、地域の方の力もお借りして、公園・緑地の管理・美化について協  
働している取組があります。施策7、道路のみどりの推進と維持管理です。道路の  
みどりと言えば、街路樹です。街路樹の管理をしっかりしていくために、「四條畷  
市街路樹管理マニュアル」をつくりまして、街路樹の適正な維持管理していきなが

ら、緑化を推進していく考え方です。施策8、無秩序な開発の抑制です。開発するとなると、周辺環境がガラッと変わりますが、既存にある田畑などが、しっかりと守られるような協議を実施していけないかな、ということで取組みにあげています。

基本方針1の方向性の2で、まち・ひとを守る、という言葉の施策について、説明します。冊子はP44です。施策1、市街地で公園等のオープンスペースの確保と記載していますが、オープンスペースという言葉拾いあげて、防災協力農地の登録制度を今行っており、いざという時に、避難地になったり、災害から守るところで、防災面の制度を取り上げています。施策2、公園等を活用した地域の防災性の向上です。公園を利用して、防災訓練が出来ないかや、防災を考慮した公園の整備、かまどベンチやトイレなどの整備を、新たに公園を整備する時には、盛り込んでいかないといけないというところの取組を挙げています。施策3、防災・減災につながる自然環境の保全です。山の自然などを、保全することによって、元々、防災機能があるものなので、そういった観点から保全をしていかなければならない、自然が持つ防災機能を活用できないかという検討を取組みとして、あげています。

基本方針2に移ります。冊子はP45です。場を整えるという方向性で、施策1としては、公園・緑地の整備。施設計画の中でも、公園緑地を少ない地域には、配置していきますよといったところも視野に入れながら、整備していく。当然、その公園にあった機能とか、もともとある公園も活用する後で出てくるのですが、整備の方、連携しながら進めていきます。施策2、既存の公園・緑地の利活用です。取組みにあげているのですが、パーク・チア制度、公園を活用するのに、住民との協力の中で、公園の活用を考えていくことを検討することや、民間活力の生かした総合公園の魅了向上などをあげています。施策3、P47、（既存）公共施設等の緑化の推進、今も行っている、みどりのカーテンなど、もう少し普及していきたいというところ です。施策4、（新設）公共施設などの緑化の推進です。施策3は、今ある施設で、施策4は新たに作る場合です。大阪府の自然環境保全条例というものがあまして、一定規模の面積で建物を建てる場合は、緑化をしなければならないのですが、パーセンテージが計算で決まっています。条例の対象外の公共施設であっても、それにとらわれないような緑化を推進しましょうというようなイメージで書いています。施策5、P49、本市の駅前広場、忍ヶ丘駅前に花壇があります。今でも、皆さんと共同で管理、花を植えたりしていただいています。これを推進していくような取組みをあげております。施策6、各種法令規制に基づく緑化です。先ほど出てきました大阪府自然環境保全条例を、しっかり指導しながら、緑化を推進していくことをあげました。施策7、住民における民有地緑化の促進です。取組みにあげているのは、生垣助成制度です。生垣をつくる時に、補助金をいくらか出ますよという制度です。田原については、地区計画制度がありまして、道路沿いのきわきわに壁をつくるのだったら、緑化もおこなってくださいなど規制をかけたりといったことの推進やイベントなどでの苗木の配布などができないかの検討をあげています。施策8、P50、みどりの拠点やみどりの骨格の整備・活用です。むろいけ園地やハイキング道の整備をしていったり、もっと利活用の促進などあげています。施策9、遊休地等の活用です。イメージは、空き家・空地、低未利用地などを利用して、緑化を推進できないかの検討です。

基本方針3、P52ページになります。「市民が誇る みどり」方向性③まちと人とみどりをつなぐ、です。施策1、シンボルとなるみどりの保全です。むろいけ園地

や飯盛霊園の桜など、四條畷市のシンボルとなるようなみどりなので、そういった拠点をちゃんと保全していかなければならないということです。施策2、歴史資産の保全です。小楠公墓所のくすのきとか、樹木の保存とか、ご存じの制度を活用しながら、文化的なところの保全をしていかなければならない。施策3、自然と潤いを与える環境資源による景観形成です。大阪府の景観計画が、四條畷市内でかかっている分がありまして、旧高野街道などの空間の保全をしっかりとしていきます、景観形成に資するような届出制度などがあるので、それらについて取り組んでいくということです。施策4、みどりの拠点を結ぶネットワークの形成、まちと人とみどりをつなぐということで、今ある道や水の軸の連動性の確保を取組みとしてあげています。施策5、東部地域の田園風景の継承です。農業振興地域制度の検討ということで、農地をより保全していけるような制度の検討としてあげています。

基本方針4「市民と育つ みどり」、方向性④-1では「ひと・みどりを育てる」です。施策1、P54、自然とのふれあう機会の推進です。取組みとしては、なわての山守り隊を通じて、自然とふれあう機会を創出したい、森の工作館とか市立環境センターとかで自然とふれあう機会の推進ができないかということであげています。施策2、P55、自然観察を実施する市民団体との連携です。水辺の観察会など、自然に親子でふれあう機会の取組を推進していきたいということと、魅力発信です。施策3、教育機関と連携したみどりの活動や学習等の実施です。教育機関の連携、ユニバーサル農園ハウスを中心とした地域活性化事業、ビニールハウスの中で学ぶことや、大学など連携して維持管理の連携ができないかなどの取組をあげています。方向性④-2「みどりの活動を育てる」で、施策1は、P56、みどりの取組みの発信、ホームページやSNSを使いながら、情報発信していけないかなということ。施策2、みどりの懸賞制度の設置です。貢献していただいた方に表彰する制度ができないか検討するということがあげられています。施策3、みどりの活動団体への活動支援です。大阪府の活動助成金をつかいつながら、活動されている方に助成金を検討できないかということであげられています。施策4、P57、本市のみどりを支える組織づくりです。取組みとしては、本市のみどりのサポーター、みどりに関する活動や応援隊となるような人を集められないかなということ。以上が施策について、取組みを記載させていただいています。

最後、第5章、取組みの進捗管理と体制について、説明させていただきます。P58です。取組みの進捗管理と体制という言葉は、よく出てくることかと思いますが、PDCAサイクルを使いながら、目標や達成状況の把握、見直しを行い進捗管理をしていきます。もう一つは推進体制です。市民と事業者さん、行政、明確に役割を位置づけて、図のような三角形を作りながら取組みを展開していく。市民で言うと、活動への積極的な参加、企業さんで言うと、自然環境への配慮、みどりの保全と緑化の推進、当然、みどりへの活動などもあります。行政は、みどりの保全の整備、学ぶ機会の提供や情報発信などで取組みを推進していきたいということで記載しております。

冊子には、まだ入れていないのですが、参考資料として、検討会を開いた経過、検討会の条例の規則、用語の解説、基礎資料（緑の量をどうやって拾ったかのデータ、四條畷市内の緑のどこを拾ったかを落とした図面）を、参考資料の中に入れてられないかなと考えております。

以上で、事務局からの説明になります。ありがとうございました。

熊谷会長 はい、ありがとうございました。説明が終わりまして、1時間ほどが経過していますが、皆さん、5分ほど休憩をとりましょうか。それでは、一旦、休憩とさせていただきます。

熊谷会長 それでは皆さんお揃いなので検討会を再開したいと思います。議事の次第の3番の1から3について準備いただいた素案を元にご報告をいただきました。これについて質問や意見等ございますでしょうか。これは市民のみなさんに啓発する意味もありますので、要望として難しい表現などでもぜひご意見いただけましたら、素案から次のステップに進むときに修正として取り入れたいと思います。いかがでしょうか。

石井委員 私はこの緑の基本計画の委員のほかにも市の公共施設の委員会にも携わっていて、北出町の社会福祉協議会のことをメインに発言しています。市の端のほうにあって外環を渡らないといけないことが不便で、できれば今廃校になっている南中のほうに移したらどうかという話も出している。ただ体育館などに断層がある等様々な問題が出ている。そうすると、周辺に公園がないので、グラウンドにフェンスをし、公園を作ってみんなが楽しめる公園として利用できないか。北側の角に小さな木を植えてあるので、それを利用して現在のプールまでフェンスをして出入りできるような、そうすれば地域の人たちの憩いの場が生まれ、グラウンドも使えるのではないかと。そういった問題点を各課で話してみたら一つ一つ解決していくのではないかと私は思います。

熊谷会長 貴重なご意見ありがとうございます。詳細もあるかと思しますので事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局 公共施設は再編という事で検討会が進められているさなかというところの中で様々な議論をしていると聞いています。素案の45ページをみていただきますと基本方針2の市民が楽しむみどりの中で都市公園等に関しては様々な利用ニーズであったり色々な変化がある中で実際すべての公園が同じ機能を持てる公園ができるかといいますと遊具や芝生を張る等色々なやり方があると思います。そのへんについては基本機能分担でそれぞれに役割を持たせつつ、個々で遊べる公園や安らげる公園が必要ということで45ページに書いています。都市公園の整備について多様化するニーズや適性をふまえた機能分担や公共施設の再編の取組状況によって新たな必要性等を推進していくことを緑の基本計画で掲げています。その下の取組みなどで、個別施設計画の公共施設再編の中で遊べる公園が求められている。特に西部地域は田原地域と比べると少ない。その計画と連携を図りながら、個々を整備するのではなく、緑についても増やしていく考えのもと、調整を進めていきたいと思っております。

石井委員 確かに今言ってしまうとすぐにはできるものではないと思っています。それと公共施設の中には東小学校跡地の校舎を壊す予定に入っているはずなので、大きな公園を作ろうと思えば作れるのではないかと。それも含めて公共施設の事務局と話し合いをしていただいて大きな公園を作っていただければ、市民の人々のためになるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。いただいた意見につきましては公共施設の担当課の施設再編室と連携を図っていきますが、用地確保ということで民間の土地を取得することはさすがに難しい時代、財政状況等々ございます。その中で緑を増やしていく場所の確保が大事になってきますので今後連携を図りながら進めて参りたいと思っています。

- 熊谷会長 どうもありがとうございました。具体的なご意見でも構いません。ほかにございますのでしょうか。
- 猿屋委員 皆さんもご存じのとおり、飯盛山系をはじめ、山のみどりもとても美しい市で西部地域から東をみるとすごく景色がいいです。素案の資料をみていただけたらわかるとおり西部地域には非常にみどりが少ない。国道163号線の北側は区画整理がされ街路樹もありますが南側はみどりが少ない。公園も小さな公園しかない。昔と比べて次々と田んぼを埋めて区画整理などでできた町です。今後長期的になるかと思いますが道路をバリアフリーにしてみどりを植える等考えてもらいたい。それとまた下田原天満宮の手入れができてない。市の管轄ではないと思いますがこのような場所も整備できたらと思っています。
- 熊谷会長 ありがとうございます。道路整備の関係と寺社との関連については色々あるかと思いますが事務局から何かお答えできますでしょうか。
- 事務局 ありがとうございます。前回も都市計画道路の雁屋畑線の件でご意見いただきました。素案の43ページになりますが、道路のみどりの維持管理でできることは限られてくる。道路幅員が構成されているところについては補助しながら緑化を推進していきたいと思っています。街路樹については台風等で倒れる危険性があることから維持管理マニュアル等担当課で作成しながら維持管理をして考えていきたいとおもっています。それと、52ページの歴史資産の保全ではどこまで連携をとれるかは次の話かと思っています。
- 猿屋委員 西部地域の家並みが区画整理するほどに随分建ってしまった。道路をバリアフリーにすることは中々難しいと思います。できれば高野街道の下の府道あたりに街路樹を植えるといい町になるのではないかと。また公園も作る場所がなく長期的になるとは思います。お願いします。
- 事務局 公園につきましては用地確保が難しいですが公共施設の再編の機会ととらえて連携を図りながら緑を増やしていく、また民間とも協力し民有化の緑化も推進していきたい。みどりが増えるより少なくなっていく中、維持管理で減った分は増やしていきたいと思っています。
- 熊谷会長 ありがとうございます。緑の基本計画は長期になるのでここできっちり担保が取れれば今のような施策が実行されていくのではと思います。その他いかがでしょうか。
- 犬伏委員 大阪府の関連かと思いますが緑の文化園で草が生え管理がされていない。大阪府と連携していただけることは可能でしょうか。
- 事務局 大阪府としても維持管理できてないところがある中で結果人が集まらない等あるかもしれません。本市としても大阪府と連携していきます。ただ、すぐにはいかないことについてはご了承いただきたい。
- 熊谷会長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。
- 石井委員 老木が増えてきている。伐採して行かないといけない。ただ高齢化が進んでいる。若い方の育成を市の力を借りたいし市の職員にも協力してほしい。ボランティア活動やシルバー人材センター等で募集をかけて集めたりして協力してほしい。
- 事務局 以前もいただいた件かと思いますが。アンケート結果でも取組みを知らない人が多いとなっている。市の職員にも限りがある。緑の活動の発信をして人を集める等、関わる人を増やすことでみどりが継承していくとおもいます。ただすぐに人が集まるのは難しいですがやることによって継承されていきますので大事だと思っています。
- 熊谷会長 ありがとうございます。そのほか何かございますか。

溝口委員 昔西中の学生が飯森登山道に府から配付された桜を植樹した経過があると把握している。その樹木も寿命がきていていると思っている。復活してほしい。小中学生の教育等で意識を高めるためどうにか復活できないか。

事務局 平成25年に今は廃校している南中学校の生徒と一緒に桜を植樹しましたが、今は、ほぼ枯れてしまっている状態です。苗木を配付したりはしているが植える活動にはいたってない。55ページにも書いてありますとおりに色々な体験をしていくことで経験を増やし、みどりの考え方についても引き継いでいかなければならないと思っています。学校教育の中でも連携を図っていかなければならないと思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。桜の木は植樹が流行っていましたが、それが年月を経て枯れだし維持管理の問題が出ていている。桜の木はそのような問題にもなるが、一方で町のシンボルとなる木でもある。その期間、植えた人間が管理していくことが大前提かと思いますが木と人との生活スパンが合わない。教育の中でそのようなことも取り入れることも大事なのかなと思いました。その他何かございますか。

石村委員 とてもわかりやすい素案かと思います。ただ一部文章の表現が難しい箇所や地図の凡例が小さすぎると思いました。あと、資料3の15ページ右側の円グラフの下について、小中学生の設問では興味ない、参加したくないが44%と多いなと思いました。文言についても一般の参加したことがないと小中学生の参加したくないとでは意味合いが違ってくるのではと思いました。

事務局 わかりにくい表現等は庁内からも意見をいただいています。写真等も時期を見ながらわかりやすいもの等次回には反映できるようにしたいと考えている。15ページの件に関しては大きな問題と認識しています。設問の設け方も様々な意見を取り入れたいという中で設問自体が難しかったり読みとれていなかったりということが事実であります。庁内からはアンケートの結果を学校側に返してほしいと希望があり、それによりみどりに興味を持ってもらい学校側と行政とで連携を図っていけたらと思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。今のお話は資料5の後ろから3ページ目の間10でみどりの活動の項目が小中学生に伝わらず興味がないや参加したくないという回答になったのですね。今後啓発をどのようにしていくか。これも反映いただきたい。またこの緑の基本計画はここに書かれていることが担保になって具体的な施策が試されていきますが、逆に書いてしまったがためにやらないといけないリスクがあるかと思います。具体的な考えを聞きたいと思っています。パワーポイント資料の29ページ施策4ですが軸の概念が抽象的で何をするのか準備されていますか。

事務局 道に関しては具体的にこの道がというわけではなく、道が連続していることで生物多様性等をつなげていってみどりを感じられる。抽象的な表現にはなってしましますが、一つ一つ整備していくというより保全をしっかりし、整備していかないといけない部分には整備していくということでご理解いただきたい。また書くことでリスクは伴いますが、市としてもみどりを残していかないといけない、連続することでネットワークを構築していきたいと思っています。

熊谷会長 ありがとうございます。緑化でも拠点のみだと不十分で連続していくということを書かれていると感じました。副次的な意味合いにもなりますね。あと、農業振興地制度の検討という項目が少し専門的なので簡単にご説明いただきたいと思っています。

事務局 農業振興地域というのは、将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定する区域で、農地転用等について規制がかかる制度で、現在、本制度の適用を大阪府と連携し検討されていることもあり記載しております。

熊谷会長 農地を保全していく側の取組みの検討ということで計画に記載されたということですが、実際この農地というのは私有地であるため、私どもには何の権限もありません。そこでこういった制度を利用して保全を図っていこうという内容ですね。ありがとうございます。

あともう1点質問がございます。素案44ページの施策3、防災・減災につながる自然環境の保全についてですが、これは具体的にどのような土地を想定された施策でしょうか。

事務局 山の土地が持つ特性などということで、山地の法面などに生えている木が、土砂崩れの防止などの役割を担うような場面を想定し、インフラとしてのみどりを考えております。また、ナラ枯れの問題等もあるので維持保全なども大切と考えております。

熊谷会長 施策3については、今の説明があればわかりやすいと思いますので、書き方をもう少し具体的にさせていただくと良いと思います。

あと、大事な部分で気になっているところがありまして、記載されている4つの基本方針のうち、素案33ページの「市民を守るみどり」につきまして、非常に良いと思うのですがその下の方向性の中では「豊かな自然環境を守る」という表現になっていて、目的が市民から自然環境に変わってしまっているように見受けられます。おそらく内容的に言わんとすることは「市民を守る、市民を守るみどり」ということなのだと思っております。市民を守るみどりというと防災上の意味合いもあると思うのですが、言葉としての書き方と言わんとする内容の整合性として事務局のお考えをお聞かせください。

事務局 確かに基本方針と方向性のつながりがうまく表わせていないと思われまますので、4つの基本方針の中での位置も考慮しながら会長のご意見をいただきつつ整理していきたいと考えます。

事務局 <閉会の挨拶、事務連絡>

閉会